

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 漁船の船舶局が混信の除去その他特に必要があるため、その免許状に記載された周波数及び空中線電力を変更しようとするときはどうしなければならないか。電波法（第19条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣に周波数及び空中線電力を変更する旨届け出なければならない。
- 2 総務大臣に周波数及び空中線電力の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けなければならない。
- 3 周波数及び空中線電力を変更した後、総務大臣に免許状を提出し、免許状の訂正を受けなければならない。
- 4 総務大臣に周波数及び空中線電力を変更した旨届け出るとともに、その後最初に行われる定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）においてその確認を受けなければならない。

A-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許がその効力を失ったときにとるべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局の衛星非常用位置指示無線標識及び捜索救助用レーダートランスポンダについては、 である。

A	B	C
1 廃止するとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信機を撤去すること
2 廃止したとき	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	電池を取り外すこと
3 廃止したとき	1箇月以内にその免許状を返納	送信機を撤去すること
4 廃止するとき	1箇月以内にその免許状を返納	電池を取り外すこと

A-3 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A1A	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（聴覚受信を目的とするもの）
2	P0N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
3	J3E	振幅変調で低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	F1B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）

A-4 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、無線従事者の免許を与えたときは、免許証を交付するものとし、無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長の要求に応じて、速やかに提示することができる場所に保管するものとする。
- 2 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、氏名又は住所に変更を生じた日から10日以内に、申請書に免許証、写真1枚及び氏名又は住所の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- 4 無線従事者が引き続き5年以上無線局の無線設備の操作に従事しなかったときは、免許はその効力を失うものとし、遅滞なく免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A-5 次に掲げる場合のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
- 2 船舶局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 3 海岸局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

A-6 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、 B 、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
 - (2) C の電波により通信を行う場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、無線局運用規則第40条（入港中の船舶の船舶局の運用）に定める場合

A	B	C
1 航行中	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	26.175MHzを超え 470MHz以下の周波数
2 航行中	遭難通信	470MHzを超える周波数
3 航行中及び航行の準備中	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	470MHzを超える周波数
4 航行中及び航行の準備中	遭難通信	26.175MHzを超え 470MHz以下の周波数

A-7 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第54条及び第66条）及び無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通信を行う場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内であって通信を行うために必要最小のものでなければならない。
- 2 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 3 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 船舶局における遭難警報若しくは遭難警報の中継の送信、遭難呼出し又は遭難通報の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行うことができない。

A-8 次の記述は、義務船舶局の遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第8条の2）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、 **A**、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。
- ② 遭難自動通報設備を備える義務船舶局の免許人は、①により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、 **B**、これを保存しなければならない。

A	B
1 1年以内の期間ごとに	当該試験をした日から2年間
2 1年以内の期間ごとに	当該試験をした日以後に最初に行われる無線局の検査の日まで
3 1箇月以内の期間ごとに	当該試験をした日から2年間
4 1箇月以内の期間ごとに	当該試験をした日以後に最初に行われる無線局の検査の日まで

A-9 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信について述べたものである（注）。無線局運用規則（第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。

- ① 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては **A** に応答するものとする。
- ② ①の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
- (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ③ ②の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、②の(6)の「通報の周波数等」に **B** を明示するものとする。

A	B
1 5分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等
2 10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3 5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4 10分以内	自局の希望する代替りの電波の周波数等

A-10 次の記述は、海上移動業務における緊急通信の取扱い等について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の **A** その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局及び船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ③ 海岸局及び船舶局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が **B** の間（モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも **C**）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合	自局に関係のないことを確認するまで	1分間
2 危険に陥るおそれがある場合	終了するまで	1分間
3 危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合	終了するまで	3分間
4 危険に陥るおそれがある場合	自局に関係のないことを確認するまで	3分間

A-11 次の記述は、他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局又は海岸局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。

(1) 遭難している船舶の船舶局が A 又は遭難通報を送信することができないとき。

(2) 船舶又は海岸局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。

② ①の場合において、無線電話により遭難通報を送信しようとする場合における呼出しは、次の(1)から(4)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする（注）。

注 156.8MHzの周波数の電波以外の電波を使用する場合又はその必要がないと認める場合若しくはそのいとまがない場合には、(1)の事項を省略することができる。

- | | |
|---|----|
| (1) 警急信号 | 1回 |
| (2) <input type="text"/> C <input type="text"/> | 3回 |
| (3) こちらは | 1回 |
| (4) 自局の呼出名称 | 3回 |

A	B	C
1 自ら遭難警報	責任者	メーデーリレー（又は「遭難中継」）
2 遭難通信用の電波で遭難警報	責任者	各局
3 遭難通信用の電波で遭難警報	責任者又は無線従事者	メーデーリレー（又は「遭難中継」）
4 自ら遭難警報	責任者又は無線従事者	各局

A-12 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A-13 次に掲げる書類のうち、義務船舶局（国際航海に従事する船舶の船舶局を除く。）に備え付けておかなければならない書類に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状
- 2 海岸局及び特別業務の局の局名録
- 3 無線従事者選解任届の写し
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写し

A-14 無線局の免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 速やかにその措置の内容を総合通信局長に報告しなければならない。
- 3 速やかにその措置の内容を総合通信局長に報告し、再度検査を受けなければならない。
- 4 速やかにその措置の内容を検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。

A-15 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における遭難通信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難通信は、MF帯、HF帯及びVHF帯の地上無線通信並びに衛星技術を使用する通信を使用して行う。遭難通信は、すべての他の通信に対し A を有する。
- ② 遭難警報又は遭難呼出し及び引き続いて行われる遭難通報は、 B の命令によってのみ送信する。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が C にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。

A	B	C
1 絶対的な優先順位	移動局を有する船舶の責任者	重大かつ急迫な危険
2 絶対的な優先順位	移動局の責任者	危険
3 できる限り第一の優先順位	移動局の責任者	重大かつ急迫な危険
4 できる限り第一の優先順位	移動局を有する船舶の責任者	危険

B-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更及び変更検査について述べたものである。電波法（第17条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、無線局の目的、 ア 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ イ なければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- ② ①の無線設備の変更の工事は、 ウ に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の エ に合致するものでなければならない。
- ③ ①により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が①の オ の内容に適合していると認められた後でなければ、 オ に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

1 通信の相手方、通信事項	2 通信の相手方、通信事項、識別信号、運用許容時間
3 総務大臣に届け出なければ	4 総務大臣の許可を受け
5 空中線電力及び実効輻射電力	6 周波数、電波の型式又は空中線電力
7 技術基準	8 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
9 届出	10 許可

B-2 次の無線設備の操作（注1）のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

注1 多重無線設備の技術操作を除く。以下同じ。

- ア 船舶局のレーダーの技術操作
- イ 国際電気通信業務の通信を行うインマルサット船舶地球局の無線設備の操作
- ウ 漁業用の海岸局の空中線電力250ワット以下の無線電話の操作（国際通信のための通信操作を除く。）
- エ 漁船（注2）の船舶局の空中線電力250ワット以下の無線電話の操作（国際通信のための通信操作を除く。）
注2 専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下オにおいて同じ。
- オ 漁船の船舶局の空中線電力250ワット以下のモールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）

B-3 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条及び第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

イ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

ウ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。

エ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

オ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

B-4 次の記述は、遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 海岸局及び船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、 で聴守を行わなければならない。

② 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、 しなければならない。

③ 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを に通知しなければならない。

④ 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報、捜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを に通報しなければならない。

⑤ 海岸局は、①により聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が が明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

- 1** 遭難通信用の周波数 **2** これを受信した周波数 **3** 遭難通信を宰領 **4** 遭難通報を送信
5 その船舶の責任者 **6** その船舶を運行する者 **7** 海上保安庁その他の救助機関
8 通信可能の範囲内にあるすべての船舶局 **9** 自局の付近にあること **10** 即時の救助を求めていること

B-5 海上移動業務の無線局における総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

ア 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

イ 無線局の免許人は、当該無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

ウ 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

エ 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

オ 無線局の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）の規定に基づき、選任の届出をした主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。